

消費者被害注意報

No. 113

約束のない買い取り業者は違法!!

春を迎え、自宅の不用品を整理したいと思っている方は要注意です。
貴金属などを業者に見せると強引に買い取られる危険があります。

とりあえず、お家の中
見せてください!

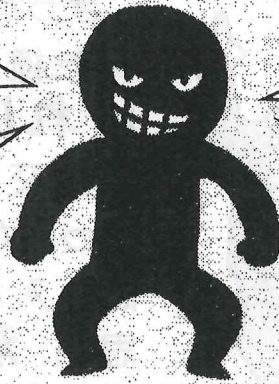
今日だけ買取価格が
10%高いです。

査定は無料です、
安心してください。

処分にお困りの物
なんでも買取ります。

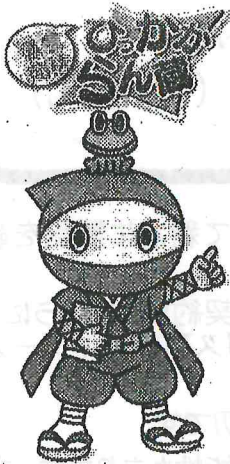
悩むなら売ったほう
がいです。

貴金属も買取ります
から見せてください。



約束のない業者が訪問に来たら...

- 約束のない業者が訪問してきたらきっぱり断りましょう。
- 断っても帰らない場合は、迷わず110番に電話しましょう。
- 業者と契約をしてしまった場合は、必ず契約書を求め取引内容をしっかり確認しましょう。
- クーリング・オフは、契約書を受け取った日から8日間適用されるため、困ったらすぐに下記番号に相談しましょう。
- クーリング・オフ期間内は、購入業者に物品の引き渡しを拒むことができます。



商品・サービスの契約トラブルは千葉市消費生活センターへ

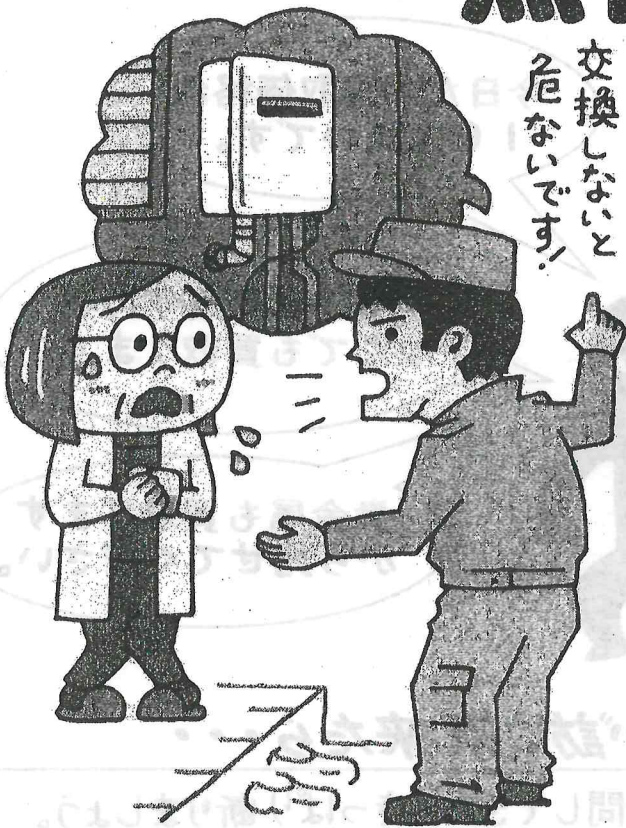
相談専用電話

☎043-207-3000

※月曜日～土曜日 9:00～16:30 ※祝日・年末年始は除く

見守り
新鮮情報

不安をあおって 契約させる 給湯器の 点検商法に注意



すぐに
交換しないと
危ないです

数日前、いきなり業者が訪問し「ガス給湯器の点検に回っている」と言われたので話を聞いてしまった。業者は道路から給湯器を見た様子で「**すぐに交換しなければ危ない**」と言ってきた。最近交換したばかりなので不審に思ったが、もし不具合がありお風呂にも入れなくなったら**大変**だと思い、**承諾**してしまった。費用は約50万円だという。**高額**だし**不審**なのでこの契約をやめたい。

(70歳代)

©Kurosaki Gen

ひとこと助言

その場ですぐに
契約しないで



見守るくん

- 点検を口実に訪問し、消費者の不安をあおるなどして新たに製品を購入させる手口です。安易に点検に応じないようにしましょう。
- 点検後に製品の購入を勧められても、その場ですぐに契約しないようにしましょう。不安な場合、本当に交換が必要か契約先のガス事業者やメーカー等に相談しましょう。
- 購入する場合は、複数社から見積もりを取ることが大切です。
- 給湯器は、長期間の使用により重大な事故が起こる可能性もあります。業界団体等では、10年を目安に信頼できる事業者による点検や取り替えを推奨しています。
- 契約してしまっても、クーリング・オフができる場合があります。困ったときは、お住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください(消費者ホットライン188)。